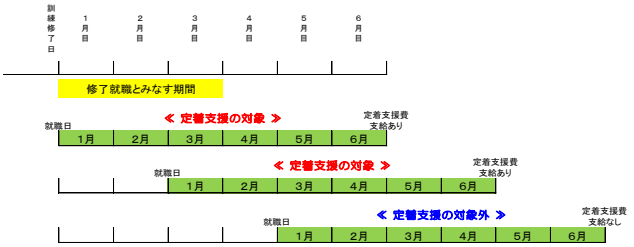
新潟県立テクノスクール委託訓練（長期高度人材育成コース）業務プロポーザルの質問回答書

令和８年10月30日更新

No	項目	質問	回答
1	訓練対象者	訓練対象者はどのような方になるのか。	【別紙】募集要領４(2)及び仕様書２のとおり。
2	訓練対象者	中卒者は長期高度人材育成コースに応募できないのか。	中卒者であっても、１８歳以上、かつ、専門学校が独自に行う個別の入学資格審査を受け、高等学校卒業に準ずる学力があると認められれば、長期高度人材育成コースの受験が認められる場合がある。 中卒者の応募に関する問合せを受けた際は、当該コースを受託する専門学校と個別に協議すること。 ≪参考≫学校教育法施行規則　第１８３条（抜粋） ・・・専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、・・・次の各号のいずれかに該当する者とする。・・・ 三　専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、１８歳に達した者。
3	入校要件	大卒者が長期高度人材育成コースに応募する場合も、高等学校卒業証明書または高等学校卒業程度認定試験（旧大検）の合格証明書の写しは必要となるか。	専門学校の入学資格を有しているか確認する必要があるため、原則、左記いずれかの書類の提出が必要となる。
4	入校要件	同一地域、かつ、同一分野の受託先が複数あった場合の取扱はどのようになるのか。	【別紙】仕様書３のとおり。
5	訓練内容	訓練設定時間及び訓練期間の考え方はどのようになるか。	募集要領４(4)カのとおり。
6	訓練内容	企画提案書　様式８について、訓練時間試算・行事予定の作成において、現時点では実施日が未定の行事がある。企画提案書には予定として作成し、のちに変更することは可能か。	企画提案書提案時の予定で作成し、委託することになった場合は契約時に確定した予定で再提出すること。
7	修了要件	修了要件についての決まりはあるのか。	【別紙】仕様書５のとおり。
8	定着支援	「定着支援」はどのようなことをする必要があるのか。	【別紙】仕様書１(5)のとおり。
9	定着支援	「定着支援費」はどのような条件で支給されるのか。	訓練修了後３か月以内に就職した者（内定を除く。）について、定着支援を実施し、就職後６か月間（１８０日間）継続して雇用されていた場合に支給する。 「就職した者」とは、内定、日雇い、１週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除いた就職者とする。
10	定着支援	定着支援の対象期間及び継続雇用（１８０日間）の考え方はどのようになるのか。	以下のような考え方となる。 
11	提案要件	どのような訓練コースであれば提案できるのか。	募集要領４(4)の条件を満たすコースとなる。なお、４(4) アにおいては、①～④のいずれかに該当するものであること。
12	提案要件	業務独占資格又は名称独占資格が存在しない場合、職業実践専門課程の認定のみでもプロポーザル参加は可能か。	募集要領４(4)の条件を満たすコースであれば参加可能。なお、４(4) アにおいては、①～④のいずれかに該当するものであること。
13	提案要件	訓練内容の条件として、「訓練を設定しようとする地域のテクノスクールで実施していない職業訓練」とあるが、テクノスクールで実施している職業訓練とは、「施設内訓練の全て」を指すのか。それとも、「訓練期間が１年以上の施設内訓練のみ」を指すのか。	原則として、訓練期間に関係なく県立テクノスクールで実施している職業訓練と仕上がり像（目標資格など）が同一のものは設定はできない。
14	提案要件	学科を新設して就職実績が無いが、新規申請は可能か。	募集要領４(4)エのとおり、募集対象外となる。
15	提案要件	訓練を設定しようとするコースについて、既に開設している学科（コース）だが、当該学科（コース）第１期生の卒業が来春となるため、就職実績が見込みとなってしまう場合は、受託申請できるのか。	募集要領４(4)エのとおり、募集対象外となる。受託申請はできない。
16	就職実績	正社員就職率８０％の考え方はどのようになるのか。	正社員就職率の算出方法は、（正社員就職者＋中退のうち正社員就職者）／（卒業者－進学者＋中退のうち正社員就職者）となる。また、介護福祉士及び保育士コースの就職率の算出においては、「正社員就職者」を「就職者」と読み替えて算出すること。

No	項目	質問	回答
17	就職実績	介護福祉士・保育士以外のコースについては、「正社員就職率８０％以上」であるが、介護福祉士・保育士コースについては、雇用形態によらず「就職率８０％以上」という解釈でよいか。	貴見のとおり。
18	就職実績	募集要領４(4)エの正社員就職者数について、正社員就職と判定される要件を伺いたい。	長期高度人材育成コースとして実施したコースについては、訓練修了３か月経過時点の実績で判断する。 長期高度人材育成コースの実績が無い場合で本科生の就職実績とする場合は、期間に特段定めは無いものとする。
19	就職実績	【別紙様式２（別添）】プロポーザル参加申込書２就職実績の卒業者の内訳において、自営や個人事業主は「（正社員）就職者B」、「その他」のどちらとして分類されるか。	「その他」として分類される。
20	提案要件	別紙 仕様書＜参考＞厚生労働省委託訓練実施要領（抜粋）第４ 訓練コースの設定(4)設定における留意事項イ①について、「前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、協議依頼書（別紙１５）により、厚生労働省と協議の上、判断すること」とあるが、過去の実績で就職率実績80%を満たしておらず、前年度に訓練を実施していない場合でも協議対象となり企画提案に参加することは可能か。	就職率実績80%を満たしておらず、前年度に訓練を実施していない場合は、厚生労働省との協議対象にならないため、企画提案に参加はできない。
21	提案要件	現在、学生募集を停止しており、今後、在校生が不在となる状況にあるが「ITスキル・レベル3」のコースにて、プロポーザルへの応募を検討している。 その際、一般の学生はおらず、訓練生のみのクラスで運営をすることを想定しているが、応募は可能か。	訓練生のみを集めて実施するコースを設定することは可能であり、応募も可能。 ただし、募集要領４(4)エのとおり、過去の直近又は直近２年間の就職実績の要件に該当する訓練コースであること。 また、本県では、他提案者の企画提案の採択状況を含め、定員数を設定することとなるため、少人数（２～４人程度）の定員数となる可能性があることに留意すること。
22	提案要件	プロポーザル参加申込書の提案コース名については、「令和8年度に実施する本科生のものと同一の名称とする」とされているが、既存学科に１年制の学科がない場合、本科生向けの1年制学科を別途用意する必要があるか。 その際、学科新設の申請と並行して、プロポーザル参加申込を行っても問題ないか。	過去に実施していたコース（提案する年度は実施しない）を提案する場合、新たにコース名を設定して差し支えない。また、本科生向けの１年制学科を用意する必要はない。 ただし、募集要領４(4)エのとおり、過去の直近又は直近２年間の就職実績の要件に該当する訓練コースであること。 過去に１年制の学科を実施していない場合は、募集要領４(4)エのとおり、一般生及び訓練生の就職実績がないことから、募集対象外となる。
23	就職実績	本年度（提案する年度）から1年制の学科を立ち上げた。完成年度に達していないため本科生の就職率はでていないが、本科生は就職100%の予定。要領では過年度の就職率とのことだが、申し込むことは可能か。	就職「実績」を要件としていることから、募集要領４(4)エのとおり、一般生及び訓練生の就職実績がないコースは、募集対象外となる。
24	提案要件 R8.10.30公開	IPAの国家試験で、現行の応用情報技術者試験（レベル3）が、2026年度の試験実施をもって終了（2027年2月、3月）し、2027年度から新試験制度に移行する予定であると、ホームページ等で発表されています。 現在の訓練コースの要件にレベル3の取得を目標とするとございますが、新試験制度では、レベル3の応用情報が廃止され、レベル3とその上位のレベル4をまとめて「プロフェッショナルデジタルスキル試験（仮称）」としています。 レベル3・4を目標にするとなると、かなりハードルが上がると思いますが、今回のIPAの制度変更に関しまして、訓練コースの要件への影響はどのようになりますでしょうか。	本県では、長期高度人材育成コースの目的である「企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員就職を目指すこと」に鑑み、訓練コースの要件として「ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）」におけるレベル３相当以上の資格取得を目標とすることを要件のひとつとしている。 このため、本県が求めるのは特定の試験ではなく、ＩＴＳＳレベル３相当以上の職業能力であり、ＩＰＡの試験制度見直しにより要件変更等の予定はなく、現時点で令和９年度募集の訓練コース要件への影響はないものと考える。
25	就職実績 R8.10.30公開	直近2年間の一般生の就職実績は、募集要領の４（２）アに掲げる（ア）から（カ）までのいずれの要件にも該当しない状況です。 募集要領の４（２）イには、「同項アに掲げる要件に該当せず、前年度まで実施していた訓練コースを設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなると判断される場合には、厚生労働省との事前協議を経て、新潟県が実施の有無を判断する旨」が定められています。 ・　本校の状況が、募集要領の４（２）イに基づく事前協議及び実施可否の判断の対象となり得るでしょうか。 ・　対象となる場合、プロポーザルへの参加申込みに必要な手続及び提出書類について、ご教示ください。	事前協議及び実施可否の判断については、参加申込書の提出内容に基づき提案資格の確認を行った上で、その結果を通知することとしているため、参加申込書の提出前に回答することはできない。 このため、募集要領の４(2)イへの該当の有無について確認を求める場合は、プロポーザル募集要領に基づき参加申込みを行っていただきたい。 なお、前年度まで実施していた訓練コースを設定できないことにより地域の訓練ニーズに対応できなくなると認められる場合は、厚生労働省との協議に必要な資料の提出を求めることがあるため、対象となる訓練コースの提案者に対して別途連絡する。

No	項目	質問	回答
26	提案要件 R8.10.30公開	当校では、基本情報技術者試験を目標資格として継続し、プロフェッショナルデジタルスキル試験〔仮称〕については、必須の目標資格とはせず、学生の習熟度等に応じて受験を推奨する方針を検討しています。 この場合、長期高度人材育成コースの目標資格を基本情報技術者試験のみとして申請することは可能でしょうか。	目標資格を基本情報技術者試験のみとして申請することは可能である。 ただし、募集要領４(1)ア①又は②に該当する訓練コースとして提案する場合、①にあっては国家資格、②にあってはＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）レベル３相当以上の資格の取得を目標としていることに留意すること。 なお、募集要領４(1)ア③又は④に該当する訓練コースとして提案する場合は、目標資格を要件としない。
27	提案要件 R8.10.30公開	募集要項においてITSSレベル3相当以上の資格取得が求められていることを踏まえ、プロフェッショナルデジタルスキル試験〔仮称〕を目標資格として設定する必要があるでしょうか。 また、同試験の制度詳細や実施日程が確定しておらず、受験対策の具体的な計画を策定することが難しい段階であっても、目標資格として設定する必要がある場合には、そのような状態で申請することが可能か、併せてご教示ください。	訓練コースの要件は、ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）レベル３相当以上の職業能力の習得であることから、プロフェッショナルデジタルスキル試験（仮称）を目標資格として設定することを必須としているものではない。したがって、同試験の制度詳細や実施日程が未確定であることは、訓練コースの申請に影響を及ぼすものではない。